

奈良県告示第四百四十三号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

本則中「第三条の表第四号ア」を「第三条の表第五号ア」に改める。

表農業総合センターの項中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に改める。